

## 主催：大阪商工会議所・大阪弁護士会

後援：中小企業庁・中小企業基盤整備機構・日本商工会議所・全国商工会連合会・全国中小企業団体中央会・日本司法支援センター・日本政策金融公庫

### 法律講演会 兼 法律相談会

～中小企業の法的課題解決を応援します！～

# 雇用を維持するコロナ禍での労務トラブル対応

～感染対策・休業時の賃金等、経営危機を乗り越える実務ポイント～

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、企業は従業員の感染対策をはじめ、労務管理上の問題に直面しています。コロナ禍は企業経営に大きな打撃をもたらし、収束の時期も見えないことから、経営危機を乗り越えるため、従業員の雇用継続に関わる問題がこれから顕在化することも想定されます。そこで本講演会では、コロナ禍での労務管理の中心課題（感染対策、テレワークの導入、従業員を休業させる場合の賃金の取扱い）と、雇用維持に向けた解雇回避努力の方策（勤務調整や賃金引下げ、退職勧奨・希望退職募集等）について、経験豊富な弁護士が実務的な視点から解説します。

**日 時** 令和3年 2月9日(火) 午後1時～午後3時15分

＜講演会＞午後1時～午後2時30分

＜個別相談＞午後2時45分～午後3時15分

**会 場** 大阪弁護士会館（大阪市北区西天満1-12-5）

**無料** **定 員** ＜講演会＞100名 ＜個別相談＞5社（要予約、申込先着順）

大阪弁護士会所属 協和総合法律事務所 弁護士 林 和宏 氏

主な対象は大阪府内の中小企業者、小規模事業者等

1. コロナ禍がもたらす労務管理上の問題と採るべき対応  
労務管理上必要な感染対策、テレワーク導入、コロナ禍での休業と賃金について
2. 雇用維持に向けた方策と実務上の留意点  
(1) 勤務調整、賃金引下げ等における従業員とのトラブル防止のポイント  
(2) 止むを得ない場合の退職勧奨・希望退職募集と解雇回避努力について

**申込方法**

- ・2月1日(月)までに、ファックスでお申し込みください。お申し込みは1社1名様までとさせていただきます。
- ・個別相談をご希望の方は、下記申込書の「希望する」に○をご記入ください。・定員になり次第、締め切ります（定員に達した場合は事務局からご連絡いたします）。・申し込み後、キャンセルされる場合は必ずご連絡ください。開催1週間前頃に受講票を原則メールにてお送りさせていただきます。
- ・新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、政府・自治体よりイベントの自粛・中止命令または強い自粛要請がなされた場合、会合の内容を変更、または会合を延期・中止とする可能性がございます。その際には既にお申込みいただいた皆様にご連絡申し上げるとともに、大阪商工会議所ホームページにてお知らせいたします。
- ・本事業は大阪府の小規模事業経営支援事業費補助金の一部を受けて実施いたします。実施報告が必要なため、参加者には簡単な受講アンケートのご提出をお願いいたします。

**お願 い**

大阪商工会議所 中小企業振興部 経営相談室

〒540-0029 大阪市中央区本町橋2-8 TEL. 06-6944-6451/FAX. 06-6944-6565

**FAX.06-6944-6565**

大阪商工会議所 中小企業振興部 経営相談室 行

法律講演会 兼 法律相談会「雇用を維持する コロナ禍での労務トラブル対応」(2/9)

フリガナ	フリガナ	会員番号	
氏名	会社名		
住所	(〒 - )		
電話	FAX	資本金	従業員数
Eメール アドレス	受講票を送りますので、大文字や小文字の区別やアンダーバー等、わかりやすくご記載ください。		
いすれかに○	無料の個別法律相談（講演会終了後）を	・希望する	・希望しない

※ご記入頂いた情報は、大阪商工会議所（データ管理責任者）および共催者（大阪弁護士会）間で共同利用し、本事業の事務業務に利用するとともに、大阪商工会議所および共催者からの各種連絡・情報提供（eメールによる事業案内含む）に利用します。また大阪府（事業費補助金交付元）、講師へ参加者名簿として提供します。これらについては申込者ご本人に同意いただいたものとして取り扱わせていただきます。